

## 健全化判断比率等の対象会計等

A					B	C
一般会計等		公営事業会計			一部事務組合・ 広域連合	地方公社・ 第3セクター等
		公営企業会計				
一般会計	一般会計等に 属する特別会計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業会計以外の 特別会計	公営企業に係る会計			
			法適用企業	法非適用企業		
	住宅新築資金等 貸付事業	国民健康保険事業	地方卸売市場事業	農業集落排水事業	甲府地区広域 行政事務組合	甲府市 土地開発公社
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	交通災害共済事業	病院事業	浄化槽事業	中巨摩地区 広域事務組合	笛吹川沿岸 土地改良区
		介護保険事業	下水道事業		東八代広域 行政事務組合	山梨県 信用保証協会
		後期高齢者 医療事業	水道事業		甲府・峡東地域ごみ 処理施設事務組合	
			簡易水道等事業		山梨県後期高齢者 医療広域連合	
					山梨県市町村 総合事務組合	
← 実質赤字比率 →						
← 連結実質赤字比率 →						
← 実質公債費比率 →						
← 将来負担比率 →						
			資金不足比率			
			※公営企業会計ごとに算定			